

徳島県規則第二十六号

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「条例」を「徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号。以下「条例」という。）」に改める。

第三条第一項中「徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条第二項中「国民健康保険証等」を「その他」に改める。

第二十条中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。